



# 校内の「いじめ防止対策」を確認しましょう！

**年度始め**は、次の取組を全ての学校で確実に行って下さい！

1. いじめの**正確な認知**に関する教職員間での共通理解を図る。

□「いじめの認知について」(別添1)を全ての教職員に配付し、**共通理解を図る**。

□いじめの認知に当っては、加害行為の「**継続性**」「**集団性**」「**一方的**」「**インターネット上**」などの要素により、**いじめの定義を限定して解釈しない**よう共通理解を図る。

2. いじめの認知に関する**消極姿勢**や**認知漏れがないか**確認する。

□いじめの認知件数が「**ゼロ**」であった場合は、当該事実を児童生徒や保護者向けに**公表し、検証を仰ぐ**ことで、認知漏れがないか確認する。

3. **児童生徒及び保護者**に対し、いじめの定義等を**確実に周知**する。

□入学式・始業式や保護者会等の機会を捉えて、児童生徒及び保護者に対し国の資料(※)等を配付し、**法の趣旨・内容やいじめの定義等を周知**する。

(※)「知っていますか『いじめ防止対策推進法』」(別添2)「いじめとは、何か」(別添3)「いじめのサイン発見シート」(別添4)

□学校いじめ防止基本方針の内容を、必ず**入学時・各年度の開始時**に児童生徒、保護者、関係機関等に**説明**する。

□学校いじめ防止基本方針を、各**学校のHPへの掲載**その他の方法により、保護者や地域住民が**基本方針の内容を容易に確認**できるようにする。

いじめは「いつでも」「どこでも」「誰にでも」起こり得るという認識を全職員が持っていますか。「いじめがあること」より、「**いじめを見逃すこと**」の方が信頼を大きく損みます。**積極的な認知**を心がけましょう！

